

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第11号

令和4年度における後期高齢者医療被保険者証及び後期高齢者医療被保険者資格証明書の更新時期について、令和4年8月1日に加え、次の期日を定めたので、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年6月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

- 1 更新日 令和4年10月1日
- 2 更新の理由 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和4年10月1日から一部負担金の負担割合が見直されることに伴い、更新が必要となるため